

予防接種を受けましょう

町では、法律で決められた予防接種を、体調の良いときに医療機関で医師と相談しながら受けられるよう個別接種で実施しています。

対象となるお子さんには、事前に問診票を配布していますが、転入などで問診票が手元にない場合は問診票を発行します。

また、予防接種は種類によって受けられる対象年齢が異なります。接種回数・接種間隔・接種機関について不明な点は、お問い合わせください。

毎週月曜日の乳幼児健康相談では、予防接種のスケジュールに関する相談も受け付けています。ぜひご利用ください。

○定期予防接種の種類

四種混合、三種混合、二種混合、ポリオ、麻しん・風しん混合、BCG、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎

※接種対象月以外の時期に接種した場合、任意接種となり有料となる場合がありますので、必ず定められた月齢で予防接種を受けられますようご確認ください。なお、身体的な理由などで接種が難しい場合は、子ども未来課子ども支援係までご連絡ください。

○問合せ 子ども未来課子ども支援係（☎ 47-2367 認定こども園内）

在宅医療市民講座を開催

高齢化などに伴い、病を持ち生涯にわたり療養生活を送る人が増えています。

「住み慣れた生活の場で医療や介護を受け、自分らしく最期まで暮らせる」支え合いの地域づくりをめざし、市民への情報提供の機会として「在宅医療市民講座」を開催します。

○とき 8月21日(日) 13時30分～16時

○ところ 北見芸術文化ホール 中ホール

○内容 テーマ「家で最後まで、いきる。」

【第1部】

・講演 「教えて在宅緩和ケア～がんになっても最期まで家族と過ごすために～」

・講師 札幌医療生活協同組合 理事長 前野 宏氏
(札幌南青洲病院 ホームケアクリニック札幌 理事長)

・座長 在宅医療専門部会北見地域多職種連携チーム 代表 本間 栄志氏
(医療法人社団 邦栄会本間内科医院 理事長)

【第2部】

・座談会 「北見地域で自分らしく生きる、を支えるケア」

・座長 北見医師会 副会長 今野 敦氏 (北見循環器クリニック院長)

①「北見地域の訪問歯科診療の活動について」

報告者 北見医師会 公衆衛生部長 岡田 一哉氏 (岡田歯科医院院長)

②「自宅で介護する家族の思い」

報告者 大切な人を介護されている家族

○主催 北網保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会北見地域多職種連携チーム
北海道北見保健所

○共催 北見市、美幌町、津別町、置戸町、訓子府町

○問合せ 北海道北見保健所企画総務課 担当 保健推進 (☎ 24-4171 FAX 24-4199)



○問合せ 福祉保健課高齢者支援係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

町の寄付金 被災地に届く

熊本地震で被災された皆さまにお見舞い申し上げます

町では、4月に発生した熊本地震で被災された皆さまを支援するため、6月の定例町議会で予算を補正し、熊本県町村会へ200万円の義援金を送りました。

そのお礼として、7月8日に熊本県町村会から、被災した町村の復興支援に義援金を役立てていきたいと礼状の送付がありました。

被災した地域では、余震が続き、降雨による土砂災害などの二次災害が懸念され、今でも不安な生活を送られています。改めて被災者の皆さまにお見舞いを申し上げますとともに、いち早い復興をお祈り申し上げます。

児童扶養手当と特別児童扶養手当制度の紹介

■児童扶養手当 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしているひとり親家庭の生活の安定と自立の促進および子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

○支給要件 次の①～⑤のいずれかに該当する18歳未満の子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

①父母が婚姻を解消した

②父または母が死亡した

③父または母が一定程度の障がいの状態にある

④父または母の生死が不明

⑤その他（父または母が1年以上遺棄している、父または母が1年以上拘禁されている）

○支給額 平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の2人目の加算額および3人目以降の加算額が次の表のとおり変更されます。(2人目の加算額を5,000円から10,000円に、3人目の加算額を月額3,000円から6,000円とすることとなります。ただし所得によって支給制限を受ける場合があります。)

○支給月 毎年4月、8月、12月

対象児童数	平成28年7月までの支給額		平成28年8月からの支給額	
	全部支給額	所得による支給制限を受ける場合の支給額	全部支給額	所得による支給制限を受ける場合の支給額
1人目	42,330円	42,320円～9,990円	同左	同左
2人目	5,000円を加算		10,000円を加算	9,990円～5,000円を加算
3人目以降	以降1人増すごとに3,000円加算		以降1人増すごとに6,000円を加算	5,990円～3,000円を加算

■特別児童扶養手当

20歳未満の精神または身体に障がいをもつ児童を養育している方に支給されます。

○支給額

	平成27年8月1日現在の支給額	※前年の所得が一定の額を超えた場合は、支給されなくなることがあります。
中度障がいをもつ児童(2級)	1人につき34,300円	
重度障がいをもつ児童(1級)	1人につき51,500円	

○支給月 毎年4月、8月、11月

○問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)